

令和5年12月21日  
( 事業部扱い )  
送信枚数：5枚 (本状を含む)

郡市区歯科医師会 会長 各位

一般社団法人 京都府歯科医師会

「令和6年度診療報酬改定における改定率」について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は会務運営につきまして、ご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の診療報酬の改定率につきまして、日歯より別紙のとおり連絡がございましたので報告させていただきます。

お手数ですが、貴会会員へもご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

《本文書は、貴職並びに郡市区歯会登録の担当者宛に同時通報しています》

日 齒 発 第 1197 号  
日 齒 連 盟 発 第 207 号  
令 和 5 年 12 月 20 日  
( メール 送 信 )

都道府県歯科医師会会長 各位  
都道府県歯科医師連盟会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会  
会 長 高 橋 英 登  
( 公 印 省 略 )  
日本歯科医師連盟  
会 長 太 田 謙 司  
( 公 印 省 略 )

### 令和 6 年度診療報酬改定の改定率について

平素より日本歯科医師会並びに日本歯科医師連盟の会務の運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 6 年度診療報酬改定の改定率が 12 月 20 日の財務、厚生労働両大臣折衝を踏まえて公表されました。

その内容を別添 1 の通り、ご報告申し上げますとともに、本決定に対する本会並びに本連盟の見解を別添 2 の通りお知らせ申し上げます。

今後は現在継続している診療報酬改定の具体的議論に最後まで丁寧に取り組み、限られた財源を国民の健康の維持・向上のために最大限に活用して期待に応えて参りますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

[送付資料] 計 4 枚 (本状含む)

○別添 1 診療報酬改定について

○別添 2 日本歯科医師会並びに日本歯科医師連盟の見解

## 診療報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

### 1. 診療報酬 +0.88% (国費800億円程度 (令和6年度予算額。以下同じ))

※1 うち、※2～4を除く改定分 +0.46%

各科改定率	医科 +0.52%
	歯科 +0.57%
	調剤 +0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分 (+0.28%程度) を含む。

※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種 (上記※1を除く) について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%

※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ (1食当たり30円) の対応 (うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10~20円) +0.06%

※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

(注) 令和6年6月施行

### 2. 薬価等

①薬価 ▲0.97% (国費▲1,200億円程度)

②材料価格 ▲0.02% (国費▲20億円程度)

合計 ▲1.00% (国費▲1,200億円程度)

- ※ イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。
- ※ 急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。(対象：約 2000 品目程度)
- ※ イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

(注) 令和 6 年 4 月施行 (ただし、材料価格は令和 6 年 6 月施行))

### 3. 診療報酬・薬価等に関する制度改革事項

上記のほか、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- ・ 医療DXの推進による医療情報の有効活用等
- ・ 調剤基本料等の適正化

加えて、医療現場で働く方にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握する。

### 4. 医療制度改革

長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして、選定療養の仕組みを導入し、後発医薬品の上市後 5 年以上経過したもの又は後発医薬品の置換率が 50%以上となったものを対象に、後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 3 までを保険給付の対象とすることとし、令和 6 年 10 月より施行する。

また、薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、引き続き検討を行う。

## 令和6年度診療報酬改定率に対する 日本歯科医師会並びに日本歯科医師連盟の見解

令和6年度診療報酬改定率が本日12月20日の財務・厚生労働大臣折衝を踏まえて、診療報酬本体で+0.88%と発表されました。そのうち、医療に活用できる改定財源は+0.46%であり、歯科への配分率は+0.57%でした。厳しい財政状況の中で一定の財源を確保頂いたことは評価ができると考えています。

なお、前回の本体改定率は+0.43%で、その改定財源の中には目的を限定した対応が含まれ、最終的に医療に活用できる改定財源は+0.23%となり、歯科のみでは+0.29%と大変厳しいものでした。今回も前回同様、「看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げ」や「入院時の食費基準額の引き上げ」といった目的を限定した対応が含まれ、医療に活用できる改定財源は+0.46%ですが、その中でも、40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師等の賃上げに資する措置分が含まれています。前回は上回る結果でありましたが、本改定の基本的指針に重点課題として示されている、物価高騰・賃金上昇に対する恒常的な取り組みを進めるためには十分とは言えない結果と受け止めています。

更に、薬価改定等は▲1.00%であり、過去4回の改定に引き続き「ネットマイナス改定」となったことは、求められている安心・安全で質の高い歯科医療を円滑に提供する視点からも大きな問題です。今後も引き続き取り組まねばならない歯科が抱える様々な課題に対し、しっかりと対応できる応分の改定財源を求めてきました。今改定においても、健全な経営並びに医療の質を確保するためにも、薬価引き下げ財源は診療報酬本体に全額充てることを引き続き訴えていきたいと思えます。

また、この度の診療報酬改定にあたり、医療経済実態調査の結果を踏まえ、感染防止対策、物価高騰に伴う光熱費や材料費等の負担増、そして歯科衛生士をはじめとするデンタルスタッフ等の賃金上昇への対応など、歯科診療所等の依然とした厳しい経営状況を訴え、大幅なプラス改定を繰り返し要望してきたところであります。

その結果として、前回は上回る本体プラス改定であったことに対して、厳しい財政状況の中で、深いご理解とご支援の下、各方面との調整並びに財源確保にご尽力いただいた国会議員の皆様をはじめ、多くの関係各位に深く感謝申し上げます。

引き続き、歯科医療の充実により健康寿命の延伸をはかり、「健康長寿社会の実現」に貢献してまいります。

今後は現在継続している診療報酬改定議論に最後まで丁寧に取り組み、限られた財源ではありますが、国民の健康の維持・向上のために最大限に活用し期待に応えて参りたいと考えます。